

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

331-2
09/7/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

なぜ核兵器を廃絶するのか

— 国際秩序の新しいビジョンを拓く

語られない 規範

「なぜ核兵器廃絶なのか」。この素朴な問いが最先端の問題になっているように思われる。ヒロシマ、ナガサキを経験した日本においては、核兵器のもたらす非人道的な惨害が廃絶を求める原初的な規範として存在している。それは間違いなく普遍化されるべき規範であるし、これが全てだと言えなくもない。しかし、これだけでは「核兵器のない世界」のビジョンを描くには不十分だ。核兵器廃絶の努力は、人間社会が新しい秩序を創り出そうとする挑戦に強く結びつく規範によって語られる必要がある。

国際法への再認識

実践的課題として「核兵器のない世界」というテーマに向かい合ったときに、改めて「なぜ」という問いに直面した。

一つには、富の偏在・貧困や気候変動への取り組みが、人間社会が律せられるべき暗黙の規範に導かれて、グローバルに取り組むべき人類共同の事業であるという認識が生まれやすいにもかかわらず、核兵器廃絶運動は個別兵器の問題の枠組みに閉じ込められがちである。私たちは思考基盤において、もっと広い空間に出る必要があるという認識があった。

もう一つには、10年ほど前に、ロバート・グリーン著「核兵器廃絶への新しい道」(高文研)を訳したときから、ずっと釈然としない問題があった。そこには、奴隷制度廃止運動と核兵器廃絶運動とのアナロジーを語る中で、「奴隷制度の残酷さを語るのではなく、それを法的問題として語ることによって奴隷制度廃止運動は成功した」という趣旨が述べられていた。残酷さこそが法の基盤であるから、これは単なる戦術論なのか、そうではないのか、釈然としなかったのである。

そんな中で、筆者は国際法への認識を深めることが鍵になると考えるようになった。国際法の制定には人類が経験した時代時代の痛みや苦闘が刻み込まれていることを知ったからである。ウィラマン・トリ元国際司法裁判所(ICJ)判事やベジャウィ元ICJ裁判長の論述が参考になった。妥協を強いられながらも締結された法のなかには、人

類の未来において活用されるべき規範が埋め込まれている。それを取り出して新しい時代に活かす闘いの重要さを、ロバート・グリーンは言ったのかもしれない。核兵器廃絶を、現在のグローバルな共同事業とするような規範の鍵も、このような考察から発見されるべきであるように思われる。

核兵器に関する法の貧しさ

国際社会がある種の兵器を禁止・制限するとき、どのような規範によってきたのだろうか。その規範は、当該兵器の禁止・制限法の前文に記されている。核兵器以外に関するものと核兵器に関するものを分類して資料に掲げた。

生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約は、共通して「ジュネーブ毒ガス議定書」を規範の源泉としている。この議定書は、「(これらの兵器を)戦争に使用することが、文明

今号の内容

核兵器を拒否する規範

<資料>兵器禁止・制限条約の比較

核軍縮国際委員会(ICNND)への市民の意見②

米国情報公開法に日本の影

クラスター弾禁止条約批准と日本の責任

[連載]いま語る—26

高橋源一郎さん(小説家、評論家、明治学院大学教授)

資料 兵器を禁止・制限する条約における規範の記述

(条約タイトル末尾の括弧内は成立、もしくは署名開始の年月日)

核兵器以外

◆ジュネーブ毒ガス議定書（窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書）（1925年6月17日）

「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス(other gases)及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することが、文明世界の世論によって正当にも非難されているので、

前記の使用の禁止が、世界の大多数の国が当事国である諸条約中に宣言されているので、

この禁止が、諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部として広く受託されるために、

次のとおり宣言する。」

◆生物兵器禁止条約（細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約）（1972年4月10日）

「1925年6月17日にジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の有する重要な意義を認識し、

同議定書が戦争の恐怖の軽減に貢献しており、また、引き続きその軽減に貢献す

ることを認識し、

同議定書の目的及び原則を堅持することを再確認し、すべての国に対しその目的及び原則を厳守することを要請し、…

このような使用が人類の良心に反するものであること及びこのような使用のおそれを最小にするためにあらゆる努力を払わなければならないことを確信して、次のとおり協定した。」

◆特定通常兵器禁止条約（過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約）（1980年10月10日）

「敵対行為の及ぼす影響から文民たる住民を保護するという一般原則を想起し、

武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという国際法の原則並びに武力紛争においてその性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則に立脚し、

自然環境に対して広範な、長期的なかつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予想される戦闘の方法及び手段を用いることは禁止されていることを想起し、

文民たる住民及び戦闘員は、この条約及びこの条約の附属議定書又は他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の原則に基づ

く保護並びにこのような国際法の原則の支配の下に常に置かれるべきであるとの決意を確認し、…」

◆化学兵器禁止条約（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約）（1993年1月13日）

「国際連合総会が、1925年6月17日にジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の原則及び目的に反するすべての行為を繰り返し非難してきたことを想起し、

この条約は、1925年のジュネーブ議定書並びに1972年4月10日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名された細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の原則及び目的並びに同議定書及び同条約に基づく義務を再確認するものであることを認識し、…」

◆対人地雷禁止条約（対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約）（1997年9月18日）

「毎週数百人の人々、主として罪のないかつ無防備な文民、特に児童を殺し又はその身体に障害を与え、経済の発展及び再建を妨げ、難民及び国内の避難民の帰還を阻止しその他の深刻な結果をその敷設後長年にわたってもたらす対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを決意し、…」

世界の世論によって正当にも非難されている」と述べ、「この禁止が、諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部」となることを目指している。つまり、禁止は文明世界に当然の要件であり、人間の良心が命じる法であるという規範的根拠を謳っている。生物兵器禁止条約ではさらに「使用が人類の良心に反するものである」と述べている。

特定通常兵器禁止条約の場合、規範の記述はさらに現代的に明記されている。「敵対行為の及ぼす影響から文民たる住民を保護するという一般原則」、「武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという国際法の原則」、「その性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則」などの規範である。いずれも過去に蓄積されている戦時法、人道法を規範として明記している。

対人地雷禁止条約やクラスター弾禁止条約には、さらに市民社会を視野に入れた貴重な規範の拡大がある。（紙幅の関係で省略）

これらの規範を読んだ読者は、これらすべては、核兵器の禁止・制限にとっても当然の規範として記述されるであろうと予想するに違いない。しかし、それは全くない。核兵器に直接触れない形で規範が述べられる。

資料には、核不拡散条約（NPT）、部分的核実験禁止条約（PTBT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の前文を抜粋した。読んで明らかのように、これらの前文は極めて抽象的であり、軍縮への貢献、緊張の緩和など極めて間接的な言語で規範を述べている。PTBTが「放射性物質による人類の環境の汚染を終止させる」、CTBTが「環境の保護に貢献し得

る」と述べていることが、唯一例外的である。

2つの課題

このような法規範によって核兵器廃絶が実現できるのだろうか。「核兵器のない世界」を、新しい国際秩序のビジョンを豊富にするような規範において語るべきではないだろうか。

少なくとも2つのことが、課題として見えてくる。

1つは、核兵器は戦時法、人道法に基づく規範によって禁止されることを明確にする必要がある。それに失敗することは、築いてきた文明の進歩を後退させるおそれがある。

核兵器が上記のような規範状況に留まっている理由は明らかである。それは核兵器保有国の参加を優先させることへの配慮からきている。したがって、たとえば前号で紹介したレベッカ・ジョンソンの「核兵器の使用・威嚇禁止条約」やローマ法規の修正によって核兵器使用を違法化する運動は、核兵器国なしにでも追求できる規範づくりの可能性を示すものとして注目される。これによって、人類は人道法の普遍性を前進させることができるであろう。

もう1つは、グローバル・ゼロのキャンベルマンが示唆しているように、核兵器が存在する世界を、国連の目的との関係において批判し、克服するという観点である。「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係」（憲章第1条）などが、一つの基本概念の手掛かりを与えられる。核兵器がそのような人民の関係をいかに困難にしているかを明らかにすることが課題となる。（梅林宏道）¹⁰

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書の採択を歓迎し、また、同議定書を締結していないすべての国による同議定書の早期の締結を要請し、…

対人地雷の全面的禁止の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、…」

◆クラスター弾禁止条約（クラスター弾に関する条約）（2008年5月30日）

「文民たる住民及び個々の文民が引き続き武力紛争の矢面に立たされていることを深く憂慮し、

クラスター弾が使用されたとき、意図されたとおりに作動しなかったとき又は遺棄されたときにもたらす苦痛及び犠牲を永久に終止させることを決意し、

クラスター弾残存物が、女性及び児童を含む文民を殺害し、又はその身体に障害を残し、特に生活手段の喪失により経済的及び社会的な発展を妨げ、紛争後の復旧及び再建を阻害し、難民及び国内の避難民の帰還を遅らせ、又は妨げ、国内的及び国際的な平和構築及び人道的援助の努力に対して悪影響を及ぼし、並びにクラスター弾の使用後長年にわたって残存する他の深刻な結果をもたらすことを憂慮し、…

文民及び戦闘員は、この条約その他の国

際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれることを再確認し、…」

核兵器

◆部分的核実験禁止条約（大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約）（1963年8月5日）

「国際連合の目的に従って嚴重な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する合意をできる限りすみやかに達成し、その合意により、軍備競争を終止させ、かつ、核兵器を含むすべての種類の兵器の生産及び実験への誘因を除去することをその主要な目的として宣言し、…

また、放射性物質による人類の環境の汚染を終止させることを希望して、…」

◆核不拡散条約（核兵器の不拡散に関する条約）（1968年7月1日）

「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であるとし、

核兵器の拡散が核戦争の危険を著しく増大させるものであることを信じ、…

核兵器の製造を停止し、貯蔵されたすべての核兵器を廃棄し、並びに諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去するこ

とを容易にするため、国際間の緊張の緩和及び諸国間の信頼の強化を促進することを希望し、

諸国が国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと並びに国際の平和及び安全の確立及び維持が世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用を最も少なくして促進されなければならないことを想起して、…」

◆包括的核実験禁止条約（1996年9月24日）

「現在の国際情勢が核軍備の縮小に向けて及びすべての側面における核兵器の拡散に対して一層効果的な措置をとる機会を与えていることを確信し、また、そのような措置をとる意図を有することを宣言し、…

核兵器のすべての実験的爆発及び他のすべての核爆発を停止することは核兵器の開発及び質的な改善を抑制し並びに高度な新型の核兵器の開発を終了させることによって核軍備の縮小及びすべての側面における核不拡散のための効果的な措置となることを認識し、…

更に、この条約が環境の保護に貢献し得るとの見解が表明されたことに留意し、…」

公開書簡
#2

「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」への 日本市民からの期待と要望

—第3回モスクワ会合に向けて

ICNND日本NGO・市民連絡会 <http://icnndngo.jp>

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 (ICNND)

共同議長ギャレス・エバンス様

共同議長川口順子様

委員各位

諮問委員各位

私たちICNND日本NGO・市民連絡会は、今年2月6日、公開書簡をお送りし、次の4つの政策課題に関して貴委員会に寄せる期待と要望をお伝えしました。

- ・核兵器禁止条約を含む、核兵器非合法化のための世界的な枠組み
- ・安全保障政策における核兵器の役割の縮小
- ・原子力の民生利用に対応する核不拡散のための新しい手立てに関して
- ・北東アジアにおける地域的非核・平和システムの構築について

その後、ワシントン会合（2月）、ラテンアメリカおよび北東アジアでの地域会合（5月）を経て、委員会の議論が深まっていると承知しています。ワシントン会合においては、委員の皆さまが広島・長崎の被爆者とお話するセッションがもたれたこと、そしてその準備のために私たち日本のNGO・市民社会が貢献できたことをたいへんうれしく思っております。その後私たちは、報告書に向けた議論の現状に関して、いくつかの報道を通して知ることができました。また、5月末に

は川口共同議長ならびにエバンス共同議長それぞれとラウンドテーブルを開催し、両議長のお考えに触れ意見をかわす機会にも恵まれました。

これらを通じて私たちが痛感したのは、ICNNDの目標達成のために日本が果たすことができる、また果たすべき役割が、非常に大きいということです。私たち日本のNGO・市民社会は、そのためにいっそうの努力をしていきたいと考えています。

5月25日の北朝鮮の核実験は、核拡散の危機が、北東アジアにおいて現実のものとなろうとしていることを示しました。このことは「核兵器は誰の手にも有ってはならない」という規範を再確認し、その規範を普遍的かつ法的拘束力のある制度にしていくためのあらゆる努力が加速されなければならないことを私たちに教えています。ICNNDの報告書がこのような努力を励まし、その指針となるような勧告を地球社会に発することを、私たちは心から期待しています。

モスクワ会合とその後の広島会合を経て作成される報告書に対する私たちの期待と要望をお伝えするために、第2次の書簡をお送りします。これは2月6日の書簡で示した4つの政策課題を基本的に踏襲しつつ、両共同議長との対話を含め、私たちが触れてきた新しい情報や、国際情勢の変化を踏ま

え、日本のNGO・市民社会の共同の声として提出するものです。

1. 「核兵器廃絶」の明確な目標設定を

●核兵器は、人間の視点から見たとき、倫理的に到底受け入れられない兵器です。日本の市民社会は、被爆者を先頭として、50年以上にわたり「核兵器廃絶」を訴えてきました。それは、ヒロシマ・ナガサキに続く三度目の惨禍を世界のどこにおいてでも、くり返してはならないという強い確信からです。その思いは、ワシントン合会に参加した被爆者からのメッセージとして、委員会の皆さまがすでに受け取られているとおりで、「核兵器は誰の手にも有ってはならない。」という規範を国際社会とそれを支える地球市民の間で確立させ、それを法的拘束力あるものにしなければなりません。ICNNDの報告書が、核兵器が遠からず廃絶されるとの確信と希望を、被爆者の生あるうちにもたらずものとなることを強く願っています。

●私たちは、ICNNDが3段階の核軍縮を議論していることを承知しており、それぞれの段階における措置を慎重に検討されていることに敬意を表します。しかし、段階的軍縮論が、「バンテージ・ポイント」といった中間段階の議論に傾斜しすぎれば、この委員会の目標がどこにあるのかを曖昧にしてしまう危険をもちます。委員会にとって重要なのは、ビジョンとそこに至る方法の双方です。委員会は、あくまで核兵器の廃絶という目標を明確に設定し、そこに至るロードマップを描ききることが求められています。

●広島・長崎市長を中心とする平和市長会議は、「2020年までの核兵器廃絶」を訴え、日本だけでなく世界的に幅広い支持を獲得しています。ICNNDが単に「2025年のバンテージ・ポイント」にばかり焦点を当て、その先の「核兵器廃絶」への強固な決意と時間枠を示さなければ、被爆者はもとより世界の市民を失望させるでしょう。

●「核兵器廃絶」の目標を明確に掲げることは、仮に野心的であったとしても、政治的インパクトの強い報告書をめざしたいという委員会の目的に合致するものです。廃絶という目標を明確にすることは、人々が団結するのに役立つのです。希望の目標があるとき、人間はさまざまな知恵と力を発揮できるのではないのでしょうか。一般市民に分かりやすいメッセージとそのためのロードマップを提示することは、世界の市民社会やメディアと共鳴しあい、政治的・社会的波及効果を生み出します。

2. 核兵器禁止条約に関する協議を

●私たちは、核兵器廃絶への道筋として、核兵器を包括的に非合法化する核兵器禁止条約（NWC）が必要であり、またそれは実現可能であると考えています。ICNND報告書が、NWCの実現に向けた協議を促すものになることを強く期待しています。潘基文国連事務総長が2008年10月に「5項目の行動計画」のなかで指摘したように、NWCは、核兵器のない世界のために真剣に検討すべき最優先の課題の一つです。包括的なNWCを追求することは、既存の核不拡散・核軍縮のためのステップ・バイ・ステップの措置と矛盾せず、むしろそれを補完・強化するものです。

●両議長も示唆されてきましたように、NWCの実現に向けては、多くの政治的、法的、技術的困難があることは私たちも認識しています。しかし、NWCは、核兵器廃絶の到達点ではなく、むしろそれを可能にするプロセスとして考えることができます。核兵器をめぐる議論が活発化しつつある今、ICNNDがNWCの実現に向けた協議を促すことは、国際的政治環境に大きな変化をもたらす可能性があるのではないのでしょうか。ICNNDが、そのような歴史的な役割を担うことを期待します。

●仮にNWCの即時交渉開始が困難だとしても、NWCの内容

や実現方法に関する協議の開始を妨げるものは何もありません。NWCのための協議を開始することは、核兵器は倫理的に受け入れがたいという認識を広げ、そのような恥ずべき兵器をもつことは国際的な地位を低めことになりこそすれ、国家の名誉を高めることにはならないという認識を各国に持たせることになるでしょう。それは、核不拡散・核軍縮のための規範を強化することにつながります。NWCの協議開始を、国際社会に対する「初期目標」として勧告してください。

●私たちはまた、ICNNDの委員の皆さまが、広島合会において、NWCに関する実質的な協議をおこない、その可能性や課題について検討していただけるよう要請します。日本および世界のNGOは、そのような委員会の作業に対する協力や貢献を惜しみません。

●NWCを視野に入れ、すべての核兵器国が参加する核軍縮プロセスを追求していくことが必要です。米ロ「START後継条約」交渉においては、核兵器数を早期に数百発レベルにまで削減することを強く促してください。これは、核軍縮プロセスを他の核兵器国へと広げていくための必須の要件です。

3. まずは核兵器不使用の規範から

●国際司法裁判所の勧告的意見では、核兵器の使用及び威嚇は、国際人道法に一般的に違反するとされています。私たちは、核兵器廃絶のためには、これを超えて核兵器の使用がいかなる場合にも許されないという規範を確立していくことがきわめて重要だと考えます。

●核兵器不使用の規範を確固たるものにしていくための第一歩として、核兵器使用の敷居を高めるとともに、安全保障政策における核兵器の価値を低減させることが重要です。

●私たちは、ICNNDの「初期目標」が、核兵器の役割を核兵器の抑止に限定すること、すなわち先制不使用政策を促すという方針であることを理解しており、これを支持します。アメリカをはじめとする核保有国が先制不使用の宣言を発することは、国際的な核軍縮プロセスにきわめて重要な効果をもたらします。

●発射態勢の緩和（ディアラート）は「中期目標」ではなく、「先制不使用」と対をなす核兵器使用の敷居を高める重要な措置として、「初期目標」として、核兵器国に対して勧告してください。

●同じく「初期目標」において、現在核兵器国が行っている非核兵器国に対する消極的安全保証（NSA）の供与の約束を法的拘束力のあるものにしていく必要性と、非核兵器地帯条約など、そのための手段についての提言を併せて示してください。

●核兵器不使用の規範強化のためには、国際刑事裁判所（ICC）規程、国連安保理決議、2国間もしくは多国間の「先制不使用協定」など、さまざまな方策が可能です。これらについて委員会が検討されることを期待します。

4. 拡大抑止の見直しを

●ICNNDが安全保障政策における核兵器の役割の縮小を提唱することは、アメリカの核態勢見直し（NPR）に対しては もちろん、それを受けて本格化するであろうNATOなど同盟国の核政策見直しにも大きな影響を与えます。

●ICNNDの議長国であるオーストラリアと日本は、いずれもその国防文書において、安全保障における核兵器への依存を明記しています。日本政府はさらに、生物・化学兵器や通常兵器など、核以外の脅威に対しても核兵器の役割があるとの見解を示唆しています。こうしたなか、ICNNDが拡大核抑止の見直しと、同盟国における核兵器の役割の縮小を強く勧告すれば、国際的に大きなインパクトをもちま

す。

●日本政府のとしている核兵器依存政策が、日本の民意を正しく反映したものであるか否かは、あらためて検証されなければなりません。広島・長崎両市長をはじめ国内に数多く存在する非核宣言自治体は、北東アジア非核兵器地帯の設立を含めています。このことは、核兵器によらない安全保障という考え方が、日本の市民社会で広範な支持を得ていることを示しています。ICNNDが拡大抑止の見直しと同盟国における核兵器の依存の縮小を呼びかければ、それは、それらの国々における市民社会や政策決定者らと共鳴しあい、大きな政治的影響をもたらすでしょう。

●核兵器の役割を縮小させるために、非核兵器地帯条約は大きな役割を果たします。非核兵器地帯の拡大に向けた地域協議を「初期目標」において勧告してください。検証可能な非核化、消極的安全保証、そして遵守・検証機構の設置を三本の柱とする非核兵器地帯条約は、「核兵器のない世界」の要件を先取りする脅威削減、信頼醸成と共通の安全保障構築の地獄の枠組みとなります。

●とりわけ、北東アジア非核兵器地帯を設立することは、北朝鮮をめぐる核拡散の危機に対する確かな解決をもたらす、この地域に持続的な平和をもたらす方策として重要です。ぜひ、報告書がこのことに焦点を当てるよう要望します。この課題では、日本と韓国を中心とするNGOの間の連携が大きく進んでいるばかりでなく、日本国内の政策決定者たちの間でも関心が高まっています。

●冷戦思考にとらわれ核兵器に依存した安全保障から、世界ははやく脱しなければなりません。対話や検証を通じた脅威削減と信頼醸成によって、核兵器依存は大幅に低下させることができます。核兵器依存の低下こそが核兵器廃絶への歩みを加速させるのだという明確な論理を、ICNNDが世界に示して下さることを期待します。

5. 原子力民生利用における拡散防止対策の強化を

●核兵器のない世界に向かう動きが進めば進むほどに、核物質と技術の管理が深刻な地球的課題になっていくという委員会の問題意識を、私たちは共有します。その警戒意識は、現在の民生利用に内在するリスクにも向けられるべきです。

●現在、世界的に、政治的緊張を抱えた地域を含め、多くの国々が原子炉の新規建設に関心を表明しています。このことがもたらす核拡散上の脅威に対して、現行の保障措置および輸出管理体制には多くの不備が存在することを指摘しなければなりません。IAEA保障措置システムは、固有の技術的問題に加え、予算の不足および法的権限の欠如という重大な問題を抱えています。それらの問題を率直かつ公平に討議し、客観的な現状評価をおこなうことが、あらゆる改善策の前提条件として必要です。

●核燃料サイクルの国際管理は重要な議題ですが、現存する多くの提案は技術的・経済的・政治的困難を抱えています。委員会は、これらの課題を軽視することなく、慎重で客観的な検討をおこなっていただきたいと思えます。同時に委員会は、高濃縮ウラン（HEU）やプルトニウムがもたらす危険を減らすために今とることのできる方策について焦点をあてるべきです。

●HEUを医療または他の民生目的のアイソトープ生産のために使用することは、大きな核拡散上の危険をもたらしています。民生分野におけるHEU使用を段階的に終了させることは、技術的には可能であり、問題は政治的意思の欠如です。委員会は、これを後押しする勧告を発すべきです。

●使用済み核燃料の再処理はおびただしい量のプルトニウムを発生させます。委員会は、再処理をおこなうことがそもそも必要であり望ましいのかどうかを、慎重に検討すべきです。少なくとも、現在貯蔵されているプルトニウムに

関する問題が解決するまでの間、再処理のモラトリアムを勧告するよう求めます。

●国際社会がインドを核関連輸出規制の例外扱いとして認めてしまったことは、核不拡散体制の基本原則を崩す行為でした。インドとの交渉においては、包括的核実験禁止条約（CTBT）批准や兵器用核分裂性物質生産停止といった条件すら得られませんでした。責任ある国家は、インドがこれらの核軍縮規範を遵守するまでは核関連輸出をおこなわないという方針をとるべきであり、原子力供給国グループ（NSG）はこの抜け穴を埋める措置をとるべきです。委員会においてこの問題が十分に審議され勧告に反映されることを求めます。

●委員会が原子力産業代表と核不拡散のための行動規範について意見交換をすることは重要なことであり、私たちはその議論の進展を注目しています。しかし、以上のような幅広い問題に対処するためには、原子力の民生利用がもたらすさまざまな危険について知識と経験に富み、産業からは独立した立場の専門家の意見を聞く機会を是非もってください。私たちはそれに適任の専門家を推薦することができます。

◎10月広島会合では、ICNNDと市民社会のさらなる協力を

10月の広島会合においては、私たち日本NGO・市民連絡会は、会合の成功を最大限支援するとともに、その機会を核兵器廃絶の気運と世論を再活性化するために大いに活用させていただきたいと考えています。委員の皆さまが被爆者の証言を含め被爆の実相に深く触れるためのプログラムをもたれるとともに、核兵器廃絶への道筋を市民社会とともに考えていくような対話の場がもたれることを期待しております。日本のNGOは、外務省および広島市また諸外国のNGOと相談しながら、そのような場をつくる準備をすすめています。このようなプロセスは、2010年NPT再検討会議に向けた世論喚起にも大きな影響をもつでしょう。共同議長、委員、諮問委員の皆さまの積極的なご参加をお願い申し上げます。

◎メッセージの発信とフォローアップについて

委員会が「中間報告」を発表する予定はないとお聞きしましたが、「議長声明」などの形で、委員会が審議している方向性について適宜情報とメッセージを世界に発信していただきたいと思えます。新しい世界的な核軍縮の潮流のなかで、各国における政策の見直しが始まっています。このような現在進行形のプロセスに、委員会が時宜を得て影響をもたらしていくことが重要です。これはまた、市民社会における関心と注目の高まりにも大きく貢献します。

来る広島会合においても、そのような声明の発表をぜひご検討ください。被爆地広島でのメッセージ発信は地球社会の中でもきわめて重要な役割を果たすでしょう。また報告書の発表の後、勧告の履行状況をフォローアップする機関を設置することは、委員会の目標達成にとって非常に重要です。是非効果的な仕組みを検討していただきたいと思えます。

2009年6月14日

ICNND日本NGO・市民連絡会

共同代表

田中熙巳（日本原水爆被害者団体協議会）

朝長万左男（核兵器廃絶ナガサキ市民会議）

内藤雅義（日本反核法律家協会）

森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会）

沖縄の ヘリパッド 移設問題

米軍が情報開示を全面拒否 日本政府が要請か

高江ヘリパッド移設問題に関する情報公開請求に対し、米軍が開示を全面拒否した。拒否の理由は、開示請求した文書が「外国政府や国際組織の一定の機微な情報」を含むというもの。米法によれば日本政府の意向を受けて米軍が開示を決定したものと思われる。こうした事実が明らかになることは異例であり、今後、日本政府の介入による情報公開制度の形骸化が懸念される。この調査は「さい塾」の活動として行われた。

高江区の6か所へ

沖縄本島北部には、豊かな生態系を保つ「やんばるの森」が広がる。多様な生物種の生息地であり絶命危惧種も数多く存在するこの森には北部訓練場という広大な米軍基地がある。北部訓練場は米海兵隊のジャングル訓練場であり、対ゲリラ訓練、ヘリコプター演習などが行われている。現在、演習場内には22か所のヘリパッド（ヘリコプター着陸帯）が存在する。

1996年のSACO最終報告では、返還予定地にあるヘリパッドを残余地域に移設することを条件に北部訓練場の過半の返還が合意された。02年から環境アセスメントが行われ移設候補地の選定が行われた。06年2月、日米合同委員会において移設地が決定し、東村高江区の周辺に6か所のヘリパッドが建設されることが明らかになった。（地図参照）

計画の通りヘリパッドが建設されれば、訓練が集中し、騒音や事故の危険性の増加など生活環境の悪化、自然環境の破壊が予想されることから、高江区の住民の多くは建設に反対している。高江区は反対決議を挙げ、建設の中止や移設地の見直しを求めている。しかし、07年7月、建設工事が着工され、これに対し、住民側は「ヘリパッドいらぬ住民の

会」を結成し、座り込みが続けられている。それにより、現在でもヘリパッドは建設されず、返還も行われていない。昨年11月には、事業主体である沖縄防衛局が住民の会のメンバーに対し、通行妨害禁止仮処分を那覇地裁に申し立てており、現在、同地裁で審尋手続きが行われている。防衛省は、09年7月までにヘリパッド移設を行う方針だ。

情報公開請求の概要

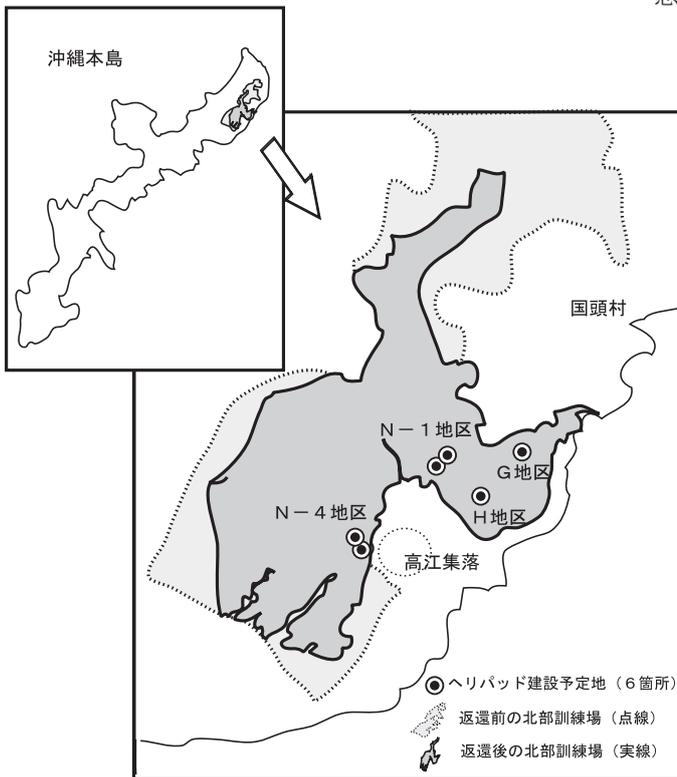
高江ヘリパッド移設の問題点の一つには、住民側に情報が十分に明らかにされないまま移設工事が進められようとしているという点がある。住民の生活や自然環境に重大な影響をもたらす移設計画であるにも関わらず、なぜ現在の建設予定地が選ばれたのか、どのような経緯で決定されたのかが明らかにされていない。また、建設地を選ぶにあたり日本側が実施した環境アセスメントについても、那覇防衛施設局（当時）が作成したアセスメント文書には米軍とどのような協議を行ったの一切触れられていない。米海兵隊は垂直離着陸機MV22オスプレイの沖縄県内の基地への配備を検討しており、住民側は高江に新設されるヘリパッドにもオスプレイが配備されるのではないかと予想している。

こうしたなかで、「さい塾」（主宰：梅林宏道。ピースデポの1プロジェクト）では、防衛省と米軍が開示地の選定を行った過程や環境評価に関して、米軍側が作成した情報入手したいと考え、2008年8月に以下の二点について情報公開請求を行った。

- ① 北部訓練場の6か所のヘリコプター離着陸帯建設予定地の選定過程および選定理由を示す文書
- ② 北部訓練場に新しく建設されるヘリコプター離着陸帯の建設・移設工事、および完成後のヘリコプター運用に対する環境影響アセスメント文書

米軍の不開示決定とその根拠

今年3月、米軍から請求に対する最終的な回答が送られてきた。それは、私たちの情報公開請求を全面拒否するという内容であった。全面拒否に関して米軍が掲げた法的根拠は米情報公開法の免除規定 (b)3項（他の法律によって開示が免除されている場合）であった（7ページ資料）。その際法律として適用されたのが、合衆国法典第10編第130c条であった（資料②）。この法律によれば、一定の条件が満たされれば、「外国政府や国際組織の一定の機微な情報」が開示の対象となる。私たちが請求した文書はこの条件を満たすという



請求の経過(下線は米軍からの手紙)

2008/8/21付 情報公開請求

2008/9/17付 一度目の回答 [fax]

- ・20日間では処理できない
- ・離れた事務所からの文書の収集や他機関との協議が必要

2008/9/29付 二度目の回答 [fax]

- ・遅延の再説明。さらに90日の期間を要請
 - ・協議の必要な機関として「日本政府」が明記される
- 2008/10/07 問い合わせへの回答 [電子メール]
- ・極めて多数(numerous)の関係文書が集まっている。
 - ・「在日米軍司令部と日本政府」との調整が必要、公開には両者の同意が必要と2箇所にわたって明記
 - ・さらなる時間が必要。2008年12月1日ごろに回答できると予測

2009/1/21 催促への回答 [電子メール]

- ・在日米軍法務部検討中。来週末(1月末)には文書が届く
- 2009/3/17付 最終回答 [郵送]
- ・全面不開示
 - ・米情報公開法除外項目 (b)(3)と合衆国法典第10編第130c条「情報の不開示:外国政府や国際組織の一定の機微な情報」が不開示理由

2009/5/15付 異議申し立て [郵送]

理由で公開が拒否されたのである。

今回公開を求めた文書には上述した通り手続きや環境アセスメントなどの文書であり、米軍がしばしば出し渋る作戦に関わるようなものではなかった。にもかかわらず、全面拒否という異例な展開となった。

日本政府が不開示を要請

最終的な回答を受ける前に、米軍との間に手紙のやり取りがあり、米軍から4度の中間報告があった。そのなかで、米軍は、該当文書は多数あるが、開示するためには「日本政府を含む他の政府機関との協議が必要」、「日本政府の事前許可なしには請求された文書の公開ができない」と述べ、日本政府との協議、合意が必要であると記していた。こうしたことから、130c条における「外国政府」は日本政府であり、その機微の情報を含んでいるというのが拒否理由となったことは明白である。

資料②に示す通り、合衆国法典第10編第130c条はこの条項が適用されるいくつかの条件を厳密に定めている。へ

資料●開示拒否の根拠法

1.情報公開法 (FOIA)の免除規定

合衆国法典第5編第552条

(b)本条は次のような事柄には適用されない。

(3) 制定法によって、次のような形で開示が具体的に免除されているもの。(本編552b条は除く)

(A) その制定法が、その問題に関して裁量を一切与えないような形で、その事柄の公開を差し控えることを要求している場合。

(B) その制定法が差し控えに関して特定の基準を定めている場合。または、その制定法が差し控えられるべき事柄の特定の種類の言及している場合。

2.合衆国法典第10編第130c条「情報の不開示:外国政府や国際組織の一定の機微な情報」

(a) 開示の免除

国家安全保障担当官 (h)項に定められる)は、本条に従って、そうでなければ法によって公開を要求される外国政府の機微な情報の公開を差し控えることができる。

リパッドの移設地を選定するにあたり日米間では緊密な協議が行われていたものであり、米軍作成の文書も当然存在するはずである。そうした米軍作成の文書の公開が拒否されたということは、これらの条件のうち、今回適用されたのは (b)(2)あるいは (b)(3)(A)のいずれかであると思われる。いずれの場合でも、日本政府の文書による意思表示という要件が満たされることが必要であり、それが理由となって米軍側が公開拒否を決定したということである。より可能性が高いのが (b)(3)(A)であり、その場合、日本政府に公開の是非について問い合わせた米軍側に対し、日本政府が文書の形で不開示を要請、その結果、公開の全面拒否に至ったということになる。

懸念される情報公開制度の形骸化

今回の事態は極めて異例のことであった。合衆国法典第10編第130c条が適用され、他国の機微の情報を含むという理由で情報公開を拒否すること自体が珍しい。

さらに、今回の事例は、日本政府の文書による意向が反映されて米軍情報の不開示を決定させたことが経過上明らかになった初の例だと言える。しかも、環境文書などの公開が、存在が明らかになった上で全面拒否されるというのは通常考えられないことであり、日本政府のこの件に関する異常な関心を示唆していると考えられる。

ヘリパッド移設後、北部訓練場でどのような機種へのヘリが使用され、どのような訓練が行われるのかといった点はほとんど明らかにされていない。日本政府は、このようなことが明らかになり、それが沖縄の世論を刺激し、ヘリパッド移設がさらに難しくなることを恐れているのではないだろうか。

今回のように、合衆国法典第10編第130c条が乱用され、日本政府の意向が強く反映されるようになると、アメリカの誇る情報公開制度によって本来得られるはずの情報が、情報公開について旧態依然たる考えに立つ日本政府の意向によって公開されなくなる可能性がある。日本政府がこのような情報公開制度の形骸化の元凶にならないよう、今後私たちの監視を強める必要がある。(茨木哲、梅林宏道) **M**

(b) 免除適格のある情報

本条の目的においては、国家安全保障担当官が情報に関して以下のいずれかの決定を行った場合にのみ、当該情報が外国政府の機微な情報とみなされる。

(1) 情報が外国政府や国際組織によって提供されるか、さもなければ入手可能となったものであるという決定。または、情報が外国政府や国際組織との協同で作成されたものであるという決定。

(2) 外国政府や国際機関が情報の公開を差し控えているという決定。(その決定には、外国政府や国際機関のその旨の文書による説明に基づくことが必要である)

(3) 以下のいずれかの条件が満たされているという決定。

(A) 外国政府や国際組織が、書面によって、当該情報の非公開を要求している。

(B) 当該情報が、公開しないという条件のもとで、合衆国政府に提供あるいは入手可能になったものである。

(C) 当該情報が、その情報を公開することによって、同じ、あるいは同様の情報を将来入手する合衆国の能力に悪影響があるとして、(g)項に記載される規則の中で国家安全保障担当官が特定している情報の一項目であるか、情報の一カテゴリーに含まれている。

日本、クラスター弾 禁止条約を批准へ 米国に 「貯蔵・使用」禁止を 求めよ

6月10日、参院本会議は、08年5月に採択された「クラスター弾禁止条約」(オスロ条約、以下「条約」)¹の締結を全会一致で承認し、批准手続きを完了した。続いて衆参両議院において、条約の履行にむけた国内法である「クラスター弾禁止法」²が成立した(6月25日、7月10日)。

オスロ条約は、その発効を30か国目の批准から6か月後と定めている。7月10日現在、署名国は98か国にのぼるが、批准済みはノルウェー、ドイツ、メキシコなど、未だ11か国を数えるのみである³。こうした状況のなか、当初の消極姿勢から、いち早く早期批准にむかった日本に対する国際社会の評価は高い。だが、その姿勢には多くの問題も残る。以下に概観したい。

「補完措置」として精密誘導兵器を導入

オスロ条約は、クラスター弾を条約発効後原則8年以内に廃棄することを締約国に義務付けている。日本においては、自衛隊が保有する①多連装ロケットシステム(MLRs)から発射されるM26ロケット弾、②155mm榴弾砲からの多目的榴弾、③空自戦闘機から投下するCBU-87/Bクラスター弾、④攻撃ヘリから発射される70mm対戦車ロケット弾、の4種類が対象になる。

08年11月28日、政府の安全保障会議は、これらクラスター弾の全廃を決定するとともに、その補完措置として、精密誘導装置を備えた多連装システムMLRS用のM31ロケット弾と、戦闘機搭載用レーザーJDAM(統合直接攻撃弾)を整備するとの方針を明らかにした。防衛省は、当初これらの整備費用として、クラスター弾の処分方法に関する調査費2億円を加えた約75億円を09年概算要求に盛り込んでいた⁴が、代替措置を急ぐ必要があるとの判断から、08年度第2次補正予算に前倒しで約60億、09年度予算に約6億円を計上した。

防衛省は、条約の適用除外要件を満たすクラスター弾を含め、補完兵器について「中長期的な観点からも必要な装備体系について・・・防衛大綱の修正や・・・中期防衛力整備計画にかかる議論を踏まえて引き続き真剣に検討していく」との発言を繰り返している⁵。こうした議論は、クラスター弾の廃棄により防衛力が損なわれる、との前提に立つものである。だが問われるべきは損なわれる防衛力とはどのようなものであり、緊急に「補完」されなければならないものなのかという問題である。日本政府は、着上陸侵攻を水際で防ぐ作戦場面でのクラスター弾の有効性を主張してきた。しかし09年6月9日の参院外交防衛委員会では、浜田防衛相自ら「今現在において着上陸の可能性というのは極めて低くなっているのは事実」と述べている。し

たがって日本が「専守防衛」政策を堅持するならば、クラスター弾の補完兵器の必要性は極めて低いはずである。クラスター弾も精密誘導弾も過去の使用事例はすべて「敵地攻撃」作戦であった。「補完兵器」とその運用思想が現在見直し中の「防衛計画の大綱」でどのように扱われるかを注視する必要がある。

不透明な廃棄計画

政府は、クラスター弾の具体的な処理方法、費用等を明らかにしていない。防衛省は、前述した2億円の調査費を使い今後検討してゆくと説明している⁶。廃棄にかかる年数の見込みについても、条約上の義務である発効後8年以内に廃棄を完了するという点を除き、「答えられる現状ではない」との回答である。しかし実際、英国など保有数や廃棄計画を公表する国は多く、また、費用などの情報も各国で共有され始めている。6月25日、ベルリンで行われたドイツ政府主催のクラスター弾の廃棄に関する国際会議は、まさにこうした点での情報交換が狙いであった⁷。

日本政府は、クラスター弾の調達総額(276億円)とその内訳は公表している⁸が、「(保有数は)我が国の防衛能力にもかかわる」と、保有数を開示していない。これでは廃棄の進捗状況を客観的にフォローすることはできない。

日本は米国に条約の規範を奨励すべき

条約における喫緊の課題は、米国、ロシア、中国など未加入の保有国の存在である。条約は、締約国が「(禁止された活動を)何れかの者に対して援助、奨励、又は勧誘する」ことを禁止(第1条)する一方で、非締約国との軍事協力や軍事行動を容認(第21条第3項)すると同時に締約国が「(非締約国に対して)条約が定める規範を奨励し、「クラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払う」(第21条2項)ことを求めている。日本に引き付けていえば、日本は在日米軍基地におけるクラスター弾の備蓄・使用や日米共同作戦における使用禁止を求めなければならない。

しかし、日本領域内でのクラスター弾の使用について「文民に対する被害を可能な限り回避すべく最大限の自制及び人道的な考慮を払う」⁹との米国の発言を引きながら、「自衛隊とクラスター弾を使用することも排除されない米軍との共同対処行動を取ることや、かかる状況を想定した米軍との共同訓練を実施」について、「許容される」という見解を示している¹⁰。

こうした姿勢を改めることが条約第21条第2項が謳う日本の「最善の努力」ではないだろうか。(中村桂子) **M**

注

- 1 本誌307・8号(08年7月15日号)にオスロ条約の解説ならびに抜粋訳。
- 2 正式名称「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制に関する法律」。
- 3 www.clusterconvention.org/ アルバニア、オーストリア、ドイツ、パチカン市国、アイルランド、ラオス、メキシコ、ニジェール、ノルウェー、シエラ・レオネ、スペインが批准済み。
- 4 大臣会見概要www.mod.go.jp/j/kisha/2008/11/28.html
- 5 たとえば09年6月9日、参院外交防衛委員会での北村誠吾防衛副大臣の答弁。
- 6 6月24日、衆議院経済産業委員会。
- 7 公式HP www.berlin-ccm-conference.org/menu/substantial-information/
- 8 6月24日、衆議院経済産業委員会。
- 9 6月9日、参院外交防衛委員会における佐野外務省軍縮不拡散・科学部長の答弁。
- 10 6月9日、参院外交防衛委員会における浜田防衛相の答弁。



小説家、評論家、
明治学院大学教授
高橋源一郎さん

上質な「空論」、それが憲法9条。

僕の母親は、1945年8月6日の朝に、尾道から広島市内へ行く予定があり、電車の切符を買いに尾道駅に並んだそうです。ところが2人前で切符が売り切れ、当時は戦争末期で電車がなかなか出なかったため、母は家へ戻りました。そして、乗るはずだったその電車は広島で被爆したそうです。その時にあと2枚切符があったら僕は存在しなかったのです。母は僕に、「2人前で切符が売り切れて、ああ、しょうもなかったと思って帰った後で聞いたらね、あの電車、ピカドンにあっただらいいで」って、何度も言っていました。

一方、父親の方は軍人の多い家で、父の2人の兄は、フィリピンとアッツ島で戦死しました。「家にはよく山本五十六が来た」とか、「天皇陛下にお茶をあげた」とか自慢する祖母は、いつも超右翼的なことばかり言っていました。それに対して僕が面白がって、「日本は負けてよかった」などと言うと、「そんなことは言っちゃいかん！」といつも怒っていました。おばあちゃんとそんなやりとりをしているうちに、僕は左翼になったんですね（笑）。

僕は学生運動で懲らたというか、あれは怖いものだという感覚がありました。平和をめぐるものはずなのに、その内実は往々にして反平和的なものになる。文学だと「好き嫌い」はありつつも、相手はまだ聞く耳を持ってくれますが、政治的な意見はそうではありません。小説家は、面倒なことを言わずにただ小説を書いていけばすむので、僕はしばらくの間、政治的なものから遠ざかっていました。でも、それではやはりよくない、ただ安全なところにいるのは怠慢ではないかと考えるようになりました。大変だからやらないのではなく、大変なことだからやる価値があるのではないかということです。現実には、「反対」や「賛成」の意見の向こうに、そのどちらでもない多数の人たちがいるわけで、その人たちに直接語ればいいのだと思います。

憲法問題で言えば、その立場は「護憲」か「改憲」しかないように見えます。でも、そのどちらにも納得できないなら、説得する論理を自分でつくればいい。そして、中でも憲法9条はなかなか面白い。以前あるところで、「9条はクレイジーだ」と書きました。「9条はすごい。超進んでる」っていう風にはみんなあまり思ってくれませんが、学術的にはこれはアリです。つまり、今ある議論を固定化した枠から一回はずしてみる。文学というのはもともと、固定化した意見を変えるためにあるのです。文学の言葉は、日常の中に生きていて、だんだん固定化してくる僕らの考え方を解きほぐす。そうであるならば、もっとも固定化した政治の言葉を解きほぐすのが文学の仕事ではないかと思っています。僕は政治家ではないので、「文学の方からみるとこれがあるんじゃないか」ということを言ったり書いたりします。誰かがやってくればいいのですが、他にあんまりいないので、「じゃあちょっと、本来は自分の仕事じゃないけど…」とか言いつつやっています。色んな人が面白いことを言ってほしいですね。

リアリズムの視点からすると「そんなのは空論だ」という批判は昔からありますが、そもそも文学って空論ですからね。現実には存在しないものなんです。文学に向かって「空論」と言っても批判にはなりません。それに対して政治は「リアル」。でも実際にそうかという、実は政治こそ空論です。つまり、「自由」や「平等」という理念をめぐる争いであり、実体などありません。憲法9条は空論を含んだ上質な政治的言語で、努力目標として存在しています。たとえば、ロシア革命にもイデオロギーとしての空論がある意味現実になってしまった恐ろしさがありました。空論は現実になると恐ろしく、空論のままの方がいいのかもしれない。人間は過ちやすいので、現実になりそうだったら、空論をもっと先に進める。これが僕にとってのリアリズムです。

今の学生について思うことは、先日、脳科学者の池谷裕二さんと対談したのですが、今の若者はクールで、熱くならないのは、脳生理学的に言えば、身体を使っていないからだそうです。心は体がつくるので、体が知らないと、心は納得しない。僕の学生時代のように、デモに行くと殴られるという体験がないこともさることながら、今の若い人には、外で遊ぶとか、裸足で草の上を走るとか、色んな意味において、体を使うシーンがない。そういう意味でクールというか、フラット。エモーションがあまり上下しない、という感じはあります。プラスの面でいうと、今の学生は偏見が少ない。もちろん彼らにも彼らなりにこの社会から吹き込まれた偏見はあるはずですが、僕たちの方が偏見の度合いが大きかった。「青春はかくあるべし」とか、「本を読まねばならない」なんてことを疑わずに信じていた。今の子はセンスがいいと思います。柔軟で細い。僕たちの世代の方が融通が利かなくて固い、けれど重たい。どっちの方がいいとは言えない…という感じですね。（談。まとめ、写真：塚田晋一郎）

たかはし・げんいちろう

小説家、評論家。1951年広島県尾道市生まれ。『さようなら、ギャングたち』（群像新人長編小説賞優秀作）、『優雅で感傷的な日本野球』（三島由紀夫賞）、『日本文学盛衰史』（伊藤整文学賞）など多数。新聞、雑誌にコラム連載。05年より明治学院大学国際学部教授。08年1月、毎日新聞での雨宮処凛氏との対談が「蟹工船ブーム」のきっかけに。

日誌

2009.6.6~7.5

作成: 新田哲史、塚田晋一郎

IAEA=国際原子力機関/ICG=国際危機グループ
/ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会
/JGPO=米海軍省統合ガム計画室/JICA=国際
協力機構/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋
条約機構/NPT=核不拡散条約/SIPRI=ストック
ホルム国際平和研究所

- 6月8日 SIPRI、09年版年鑑を発表。世界8か国の核弾頭の合計は23,300発と推定。中国が初めて軍事費で2位に（推定849億ドル）。
- 6月9日 自民党国防関係合同会議、新たな防衛計画大綱への提言を了承。専守防衛の範囲で、敵基地攻撃能力を検討すべきと明記。
- 6月10日 参院本会議、クラスター弾禁止条約の承認案を全会一致で可決。（本号参照）
- 6月11日 核供給国グループ（NSG）総会、ブタペストで開催（～12日）。
- 6月12日 電気事業連合会、プルサーマル計画の5年先送りを発表（2015年に）。
- 6月12日 アーミテージ元米 국무副長官、都内で、「日本や韓国が北朝鮮から攻撃されれば、米国は間違いなく報復攻撃する」と言明。
- 6月12日 国連安保理、北朝鮮の2度目の核実験に対する制裁決議を全会一致で採択。
- 6月12日 イラン大統領選でアフマディネジャド大統領が再選。
- 6月13日 北朝鮮、安保理の核実験制裁決議を非難、プルトニウムの全量兵器化、ウラン濃縮着手、制裁への軍事的対応の3項目を表明。
- 6月14日 英下院外交委員会、核不拡散に関する報告書を発表。
- 6月16日 オバマ米大統領と李韓国大統領がホワイトハウスで会談。「同盟未来ビジョン」を発表。米の核の傘維持と強化を明記。
- 6月16日 衆院本会議、「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」を全会一致採択。17日、参院本会議も同様の決議採択。
- 6月17日 メドベージェフ露大統領と胡中国国家主席がクレムリンで会談。軍事同盟の拡大やMDなどを批判する共同声明。
- 6月17日 エルバラダイIAEA事務局長、イランは核兵器開発能力の保持を望んでいるとの疑念を示す。BBCインタビュー。
- 6月18日 原子力産業の海外進出を後押し

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-owner@list.jca.apc.orgに「入会希望」のメールを送ってください。
http://list.jca.apc.org/manage/listinfo/abolition-japanからも手続きできます。

- する「国際原子力協力協議会」が設立（4府省、産業界、JICA、学会など12団体が参加）。
- 6月18日 米シンクタンクICG、北朝鮮が日本を射程に収めるノドンを最大320基配備している可能性があるとして分析した報告書を公表。
- 6月19日 北朝鮮「祖国平和統一委員会」、米韓共同ビジョンに対し、「軍事的挑発には無制限の報復打撃で懲罰する」とする談話。
- 6月19日 インド、核搭載可能な中距離弾道ミサイル「アグニ2」の発射実験に成功と発表。
- 6月20日 メドベージェフ露大統領、米の東欧MD配備見直しを核軍縮の条件とする声明。
- 6月20日 ICNND第3回会合、モスクワで開催（～21日）。秋葉広島市長らNGOも出席。（本号参照）
- 6月24日 オバマ米大統領、北朝鮮への経済制裁の1年間延長を決定。
- 6月25日 クラスタ弾廃棄に関する国際会議（独外務省主催）、ベルリンで開催。
- 6月25日 衆院本会議、「クラスター弾禁止法案」を全会一致で可決。
- 6月26日 G8 外相会合、イタリアのトリエステで開催。北朝鮮にすべての核兵器、核・ミサイル計画の放棄を求める議長声明。
- 6月26日 韓国国防省、2020年までの「国防改革基本計画」の対北朝鮮戦力を増強した修正案を発表。北朝鮮へ先制攻撃も想定。
- 6月27日 NATOロシア理事会（外相級）、ギリシャ・ケルキラ島で開催。08年8月のグルジア紛争で中断した軍事協力再開で合意。
- 6月28日 麻生首相と李韓国大統領が首相官邸で会談。6か国協議について、北朝鮮を除く5か国での協議を検討する方針で一致。
- 6月29日 グローバルゼロ、核廃絶に向けた行程表案を発表。
- 6月29日 核持ち込み密約問題で、元外務事務次官の村田良平氏が文書の内容を認める発言。
- 6月30日 オバマ米大統領、イラク都市部からの米軍戦闘部隊の撤収が完了し、全都市の治安権限をイラクに移譲したと表明。
- 7月2日 IAEA特別理事会、次期事務局長に天野在ウィーン大使を選出。3日、任命。
- 7月4日 北朝鮮、江原道から日本海に向け弾道ミサイル7発を相次いで発射。
- 6月9日 米ラングレー基地のF22A戦闘機2機、米軍嘉手納基地に飛来。
- 6月10日 浜田防衛相、米軍は鳥島射撃場の返還の意思がないことを明らかに。
- 6月15日 沖縄防衛局は、県、名護市、宜野座村に対し、普天間代替施設的环境アセス準備書

お知らせ 09年版イアブックは、10月初旬発行です。

諸般の事情により、イアブック「核軍縮・平和」2009の発行が遅れます。詳しくは追ってご案内します。（編集部一同）

- への意見概要と事業者見解を送付。
- 6月15日 普天間飛行場所属のKC130空中給油機1機、同飛行場内に緊急着陸。
- 6月16日 沖縄返還密約の情報公開をめぐる、県内外の学者ら25人が国を提訴した行政訴訟の第1回口頭弁論が東京地裁で開催。
- 6月17日 グリーン在日米大使館安全保障政策課長、日本が民主党政権になっても普天間移転、ガム協定を見直す用意はないと述べる。
- 6月17日 米政府に情報公開請求した東村高江のヘリパッド移設関連文書が、日本政府の介入で非開示にされた疑いが判明。（本号参照）
- 6月18日 米ラングレー基地のF22A戦闘機2機、嘉手納に飛来。一時配備のw全12機が到着。
- 6月23日 慰霊の日。沖縄全戦没者追悼式。河野洋平衆議院議長、基地負担軽減のための実績を残せなかったとし、県民に謝罪。
- 6月24日 高江ヘリパッド建設に反対する住民への仮処分申立てに関する第4回審尋が那覇地裁で開催。
- 6月26日 知事とガムのカマチョ知事、県庁で海兵隊ガム移転について意見交換。
- 6月26日 普天間飛行場のCH46ヘリ11機が編隊を組み、住宅地上空を旋回飛行。
- 6月30日 JGPOガム事務所長のジャクソン所長、海兵隊ガム移転に関し、2010年秋にも事業着手の見込みと発表。

今号の略語

- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FOIA=(米)情報公開法
- HEU=高濃縮ウラン
- IAEA=国際原子力機関
- ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会
- ICJ=国際司法裁判所
- MLRS=多連装ロケットシステム
- NPT=核不拡散条約
- NWC=核兵器禁止条約
- PTBT=部分的核実験禁止条約
- SACO=沖縄に関する特別行動委員会

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版（郵送）か電子版（メール配信）のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。（会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。）

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号（6桁）: 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦（ピースデポ）、塚田晋一郎（ピースデポ）、中村桂子（ピースデポ）、湯浅一郎（ピースデポ）、茨木哲、新田哲史、津留佐和子、中村和子、華房孝年、若山美知子、渡邊邊一、梅林宏道